

昭和二十三年法律第二百号

消費生活協同組合法

<b>昭和二十三年法律 第二百号</b> <b>消費生活協同組合法</b>	<b>目次</b> <b>第一章 総則</b> (第一条—第八条) <b>第二章 事業</b> (第九条—第十三条の二) <b>第三章 組合員</b> (第十四条—第二十五条の二) <b>第四章 管理</b> (第二十六条—第五十三条の三) <b>第四章 の二共済契約に係る契約条件の変更</b> <b>(第五十三条の四—第五十三条の十五)</b>
<b>第四章 の三 子会社等</b> (第五十三条の十六—第五十三条の十九)	<b>第四章 の三 附則</b> <b>罰則</b> (第九十八条—第一百一条) <b>第十章 没収に関する手続等の特例</b> (第一百一条の二—第一百一条の四)
<b>第五章 設立</b> (第五十四条—第六十一条の二) <b>第六章 解散及び清算</b> (第六十二条—第七十三条)	<b>第七章 登記</b> (第七十四条—第九十二条) <b>第八章 監督</b> (第九十二条の二—第九十七条の三)
<b>第二条</b> (目的) <b>第一条</b> この法律は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もつて国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする。 <b>(組合基準)</b>	<b>第二条</b> 消費生活協同組合は、この法律に別段定めのある場合のほか、次に掲げる要件を備えなければならない。 一定の地域又は職域による人と人との結合であること。 二 組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることのみを目的とすること。 三 組合員が任意に加入し、又は脱退することができる。 四 組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。
<b>第五条</b> 組合の剰余金を割り戻すときは、主として事業の利用分量により、これを行うこと。 二 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会は、これを特定の政党のために利用してはならない。 <b>(名称)</b>	合には、その限度が定められていること。 事業の利用分量により、これを行うこと。 二 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会は、これを特定の政党のために利用してはならない。
<b>第三条</b> 消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会は、その名称中に消費生活協同組合若し	

くは生活協同組合又は消費生活協同組合連合会若しくは生活協同組合連合会という文字を用いなければならぬ。

第二章 事業

くは生活協同組合又は消費生活協同組合連合会でなければならぬ。

2 消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会でない者は、その名称中に、消費生活協同組合若しくは消費生活協同組合連合会であることを示す文字又はこれらと紛らわしい文字を用いてはならない。

3 消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会は、その名称を使用することを他人に許諾してはならない。

(法人格)

第四条 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会(以下「組合」と総称する。)は、法人とする。

(区域)

第五条 組合は、都道府県の区域を越えて、これを設立することができない。ただし、職域による消費生活協同組合であつてやむを得ない事情のあるもの及び消費生活協同組合連合会(以下「連合会」という。)は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、地域による消費生活協同組合は、第十条第一項第一号の事業の実施のために必要がある場合その他厚生労働省令で定める場合には、主たる事務所の所在地の都府県及び当該都府県に隣接する都府県を区域として、これを設立することができる。ただし、当該消費生活協同組合が同号の事業と同号の事業以外の事業とを併せ行う場合であつて、当該隣接する都府県を区域として同号の事業を実施することが当該同号の事業以外の事業の実施に重大な影響を及ぼすおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合は、この限りでない。

(住所)

第六条 組合の住所は、その主たる事務所の所在地に在るものとする。

(登記)

第七条 この法律の規定により登記しなければならない事項は、その登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(労働組合との関係)

第八条 この法律は、労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)による労働組合が、自主的に第十条第一項に規定する事業を行うことを制限し、又はこれに不利益を与えるものではない。

**第九条** 組合は、その行う事業によつて、その組

**第二章 事業**

**第九条** 組合は、その行う事業によつて、その組合員及び会員（以下「組合員」と総称する。）に最大の奉仕をすることを目的とし、當利を曰的としてその事業を行つてはならない。  
（事業の種類）

**第十条** 組合は、次の事業の全部又は一部を行ふことができる。

- 一 組合員の生活に必要な物資を購入し、これに加工し若しくは加工しないで、又は生産して組合員に供給する事業
- 二 組合員の生活に有用な協同施設を設置して組合員に利用させる事業（第六号及び第七号の事業を除く。）
- 三 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- 四 組合員の生活の共済を図る事業
- 五 組合員及び組合從業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- 六 組合員に対する医療に関する事業
- 七 高齢者、障害者等の福祉に関する事業でかつて組合員に利用させるもの
- 八 前各号の事業に附帯する事業

前項第四号の事業（以下「共済を図る事業」という。）のうち、共済事業（組合員から共済掛金の支払を受け、共済事故の発生に関し、共済金を交付する事業であつて、共済金額その他の事項に照らして組合員の保護を確保することが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）又は受託共済事業（共済事業を行つてゐる組合からの委託契約に基づき共済事業の一部を受託して行う事業をいう。以下同じ。）を行う組合は、組合員のために、但し、保險会社（保険業法（平成七年法律第百五号）等二条第二項に規定する保険会社をいう。）との連合会は、第一項の規定にかかるわらず、共済事業、受託共済事業及び同項第五号の事業並びにこれらに附帯する事業並びに前項の事業のほか、他の事業を行うことができない。ただし

4 連合会は、第三

項の事業のほか、会員たる組

前条の事業を行ふにあたつては、その意に反して、組合の事業を強制されない。

二 厚生労働省令で定める場合にあつては、当該厚生労働省令で定める事業（ごとの利用分量の総額（前項ただし書の規定により当該事業を利用する組合員以外の者の利用分量の総額を除く。）の当該事業年度における組合員の当該同条第一項各号の事業（第三号において同項第二号の事業に属する事業を厚生労働省令で定める場合にあつては、当該厚生労働省令で定める事業）ごとに厚生労働省令で定める割合を超えてはならない。生の事業（第三号において同項第二号の事業に属する事業を厚生労働省令で定める場合にあつては、当該厚生労働省令で定める事業）ごとに厚生労働省令で定める割合を超えてはならない。同一職域による組合が、当該職域に係る者である場合に当該物品を供給する場合

一 職域による組合が、当該職域に係る者である場合に当該物品を供給する場合

二 離島その他交通不便の地域において生活に必要な物品の円滑な供給に支障が生じている場合に当該物品を供給する場合

三 前二号に掲げる場合のほか、組合員以外の者にその事業を利用させることが適當と認められる事業として厚生労働省令で定める事業を厚生労働省令で定めるところにより利用させの場合であつて行政の許可を得た場合

行政は、前項第二号又は第三号の許可の申請があつた場合において、組合がその組合員以外の者に物品の供給事業（物品を加工し、又は修理する事業を含む。次項において同じ。）を利用させることによつて中小商店の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、前項第二号又は第三号の許可をしてはならない。

行政は、必要があると認めるときは、物品の供給事業を行う組合に対し、次の措置をとるべきことを命ずることができる。

一 第三項ただし書又は第四項の規定により組合員以外の者に物品の供給事業を利用させる場合を除き組合員以外の者には当該事業を利用させない旨を、物品の供給事業を行う場所に明示すること。

二 第三項ただし書又は第四項の規定により組合員以外の者に物品の供給事業を利用させる場合を除き、組合員であることが不明りよう

である者に対しても組合員である旨を示す証明書を提示しなければ、物品の供給事業を利用させないこと。

**(共済契約)**

**第十二条の二** 共済事業を行う組合は、他の組合その他政令で定める者以外の者に對して、その組合のために行う共済契約の締結の代理又は媒介の業務を委託してはならない。ただし、責任共済の契約及びこれに類する共済契約であつて厚生労働省令で定めるものの締結の代理又は媒介の業務については、この限りでない。

前項の政令で定める者は、共済契約者、被共済者、共済金額を受け取るべき者その他の関係者（以下「共済契約者等」という。）の保護に欠けるおそれが少ない場合として厚生労働省令で定める場合には該当する場合に限り、他の法律の規定にかかわらず、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行なうことができる。

**3 保険業法第二百八十三条の規定は共済事業を行う組合の役員及び使用人並びに当該共済事業を行う組合の共済代理店（組合の委託を受け受けて、当該組合のために共済契約の締結の代理又は媒介を行う者であつて、当該組合の役員又は使用人でないものをいう。以下同じ。）並びにその役員及び使用人が行う当該共済事業を行なう組合の共済契約の募集について、同法第二百九十四条第三項の規定は共済契約の募集を行う共済事業を行う組合の役員及び使用人並びに当該共済事業を行う組合の共済代理店並びにその役員及び使用人について、同法第二百九十五条の規定は共済代理店について、同法第三百条第一項（第三号に係る部分に限る）の規定は共済事業を行う組合及びその共済代理店（これらの者の役員及び使用人を含む。）について、同法第三百五条第一項（第三百六条及び第三百七条第一項（第三号に係る部分に限る）の規定は共済代理店について、同法第三百十一条の規定はこの項において準用する同法第三百五条第一項の規定による立入り、質問又は検査をする職員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百九十四条第三項第三号、第二百九十五条、第三百条第一項第七号及び第九号並びに第三百九条第一項第一号、第二項、第三項、第五項及び第六項中「内閣府令」とあるの**

第十二条の三 共

は「厚生労働省令」と、同法第三百条第一項中  
「保険募集又は自らが締結した若しくは保険  
募集を行つた団体保険に係る保険契約に加入す  
ることを勧誘する行為その他の当該保険契約に  
加入させるための行為」とあるのは「又は共済  
契約の募集」と、「自らが締結した又は保険募  
集を行つた団体保険に係る保険契約に加入す  
ることを勧誘する行為その他の当該保険契約に  
加入させるための行為」に関しては第一号に掲げる  
行為（被保険者に対するものに限る。）に限り、  
次条に規定する特定保険契約」とあるのは「消  
費生活協同組合法第十二条の三第一項に規定す  
る特定共済契約」と、「同号」とあるのは「第一  
号」と、「契約条項のうち保険契約又は被  
保険者の判断に影響を及ぼすこととなる」とあ  
るの「契約条項のうち」と、同項第八号中  
「特定関係者（第一百条の三（第二百七十二条の  
十三第三項において準用する場合を含む。第三  
百一条において同じ。）に規定する特定関係者）」  
及び第一百九十四条に規定する特殊関係者）のう  
ち、当該保険会社等又は外国保険会社等を子会  
社とする保険持株会社及び少額短期保険持株会  
社（以下この条及び第三百一条の二において  
「保険持株会社等」という。）、当該保険持株会  
社等の子会社（保険会社等及び外国保険会社等  
を除く。）並びに保険業を行う者以外の者をい  
う。」とあるのは「子会社等（消費生活協同組  
合法第五十三条の一第二項に規定する子会社等  
をいう。）と、同条第二項中「第四条第二項各  
号、第一百八十七条第三項各号又は第二百七十二  
条の二第二項各号に掲げる書類」とあるのは  
「定款又は消費生活協同組合法第二十六条の三  
第一項に規定する規約」と、同法第三百五十五条第  
一項及び第三百六条中「内閣総理大臣」とある  
のは「行政庁」と、同法第三百七条第一項中  
「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、一次  
の各号のいずれかに該当するときは、第二百七  
十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消  
し、又は」とあるのは「第三号に該当するとき  
は」と、「業務の全部若しくは一部」とあるの  
は「共済契約の募集」と読み替えるものとする。  
ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。  
(特定共済契約)

買戻条件付売買

2 標に係る変動により損失が生ずるおそれ（当該共済契約が締結されることにより利用者の支払うこととなる共済掛金の合計額が、当該共済契約が締結されることにより当該利用者の取得することとなる第五十条の五に規定する共済金等の合計額を上回ることとなるおそれをいう。）がある共済契約として厚生労働省令で定めるものを行う。（次項において同じ。）の締結の代理又は媒介を共済代理店に委託してはならない。

又は金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第三節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十九条第三項たゞ三十七条の三第一項第一号及び第六号並びに第三项、第三十七条の五から第三十七条の七まで、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号、第三十八条の二、第三十九条第三項たゞ三十七条の二から第四十条の七までを除く。）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、共済事業を行う組合が行う特定共済契約の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定共済契約」と「金融商品取引業」とあるのは「特定共済契約の締結の事業」と、これらの規定（同法第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定共済契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為を除く。）」中「金融商品取引行為」とある契約」とあるのは「消費生活協同組合法第十二条の三第一項に規定する特定共済契約」と、同法第三十七条の三第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項その他消費生活協同組合法第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百条第一項第一号に規定する共済契約の契約条項のうち重要な事項」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められていて買戻条件付売買その他の政令で定める取引除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券又



(払戻しの停止)	第二十四条 脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、組合は、第二十一条の規定による払戻しを停止することができる。
(出資口数の減少)	第二十五条 組合員は、定款の定めるところにより、その出資口数を減少することができる。
2 前項の場合には、第十九条及び第二十一条から第二十三条までの規定を準用する。	(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)
2 各組合員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。	2 一 氏名又は名称及び住所 2 二 加入の年月日 3 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日
七 組合員の加入及び脱退に関する規定	2 一 組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。
六 出資一口の金額及びその払込みの方針並びに組合員の有することのできる出資口数の最高限度に関する規定	2 一 組合員は、定款の定めるところにより、その出資口数を減少することができる。

八 第一回払込みの金額	九 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
十 準備金の額及びその積立ての方法に関する規定	十一 組合員の権利義務に関する規定
十一 事業の執行に関する規定	十二 事業の執行に関する規定
十三 役員に関する規定	十三 役員に関する規定
十四 総会に関する規定	十四 総会に関する規定
十五 事業年度	十五 事業年度
十六 公告方法 (組合が公告 (この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。)をする方法をいう。以下同じ。)	十六 公告方法 (組合が公告 (この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。)をする方法をいう。以下同じ。)
十七 共済事業を行うときは、その掛金及び共済金の最高限度	十七 共済事業を行うときは、その掛金及び共済金の最高限度
十八 存立の時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由	十八 存立の時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
十九 現物出資をする者を定めたときは、その者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数	十九 現物出資をする者を定めたときは、その者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数
二十 行政庁は、模範定款例を定めることができる。	二十 行政庁は、模範定款例を定めることができる。

二 一 組合は、公報に掲載する方法のほか、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。	二 一 組合は、公報に掲載する方法のほか、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。
三 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法	三 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
四 三 電子公告 (公報方法のうち、電磁的方法 (公社法 (平成十七年法律第八十六号) 第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。)により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものとする方法をいう。以下同じ。)	四 三 電子公告 (公報方法のうち、電磁的方法 (公社法 (平成十七年法律第八十六号) 第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。)により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものとする方法をいう。以下同じ。)
五 五 組合員の加入及び脱退に関する規定	五 五 組合員の加入及び脱退に関する規定

一 二 地域又は職域	一 二 地域又は職域
三 四 事務所の所在地	三 四 事務所の所在地
五 五 組合員たる資格に関する規定	五 五 組合員たる資格に関する規定
六 六 組合員の加入及び脱退に関する規定	六 六 組合員の加入及び脱退に関する規定
七 七 出資一口の金額及びその払込みの方針並びに組合員の有することのできる出資口数の最高限度に関する規定	七 七 出資一口の金額及びその払込みの方針並びに組合員の有することのできる出資口数の最高限度に関する規定



二 議事録等が書面をもつて作成されることは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

一 議事録等が電磁的記録をもつて作成されることは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求

4 組合の債権者は、役員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、組合に対し、議事録等について前項各号に掲げる請求をすることができる。

5 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をするにより、組合又はその子会社（第二十二条第五項に規定する子会社をいう。以下同じ。）に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、前項の許可をすることができない。

6 第四項の許可については、会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十七条の二、第八百七十七条本文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的説替えは、政令で定める。（代表理事）

（理事会への報告の省略）

第三十条の八 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

（代表理事）

第三十一条の九 理事会は、理事の中から組合を代表する理事（以下この章において「代表理事」という。）を選定しなければならない。

2 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

3 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に对抗することができない。

4 代表理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

5 代表理事については、第三十条の二並びに会社法第三百五十条及び第三百五十四条の規定を準用する。

（役員の兼職禁止）

第三十一条 監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

(理事の自己契約等)  
**第三十一条の二** 理事は、次に掲げる場合にはは  
理事会において、当該取引につき重要な実事を  
開示し、その承認を受けなければならぬ。  
一 理事が自己又は第三者のために組合と取引  
をしようとするとき。  
二 組合が理事の債務を保証することその他理  
事以外の者との間において組合と当該理事と  
の利益が相反する取引をしようとするとき。  
民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百八  
条の規定は、前項の承認を受けた同項各号の取  
引については、適用しない。  
三 第一項各号の取引をした理事は、当該取引  
後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を  
を理事会に報告しなければならない。  
(役員の組合に対する損害賠償責任)  
**第三十二条の三** 役員は、その任務を怠つたとき  
は、組合に対し、これによつて生じた損害を賠  
償する責任を負う。  
2 前項の任務を怠つてされた行為が理事会の決  
議に基づき行われたときは、その決議に賛成し  
た理事は、その行為をしたものとみなす。  
3 第一項の責任は、組合員の同意がなけれ  
ば、免除することができない。  
4 前項の規定にかかるらず、第一項の責任は、  
当該役員が職務を行つてき善意でかつ重大な  
過失がないときは、賠償の責任を負う額から当  
該役員がその在職から職務執行の対価  
として受け、又は受けるべき財産上の利益の  
年間当たりの額に相当する額として厚生労働省  
令で定める方法により算定される額に、次の各  
号に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定め  
る数を乗じて得た額を控除して得た額を限度と  
して、総会の決議によつて免除することができる  
る。  
一 代表理事 六  
二 代表理事以外の理事 四  
三 監事 二  
5 前項の場合には、理事は、同項の総会におい  
て次に掲げる事項を開示しなければならない。  
一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を  
負う額  
二 前項の規定により免除することができる額  
の限度及びその算定の根拠  
三 責任を免除すべき理由及び免除額  
理事は、第一項の責任の免除(理事の責任の  
免除に限る。)に関する議案を総会に提出する  
には、各監事の同意を得なければならない。

第 四 項 の 決 議 が あ つ た 場 合 に お い て 、組 合 が 當 該 決 議 後 に 同 項 の 役 員 に 対 し 退 職 慰 労 金 そ の 他 の 厚 生 勞 働 省 令 で 定 め る 財 產 上 の 利 益 を 与 え る と き は 、總 会 の 承 認 を 受 け な か れ ば な ら な い。  <b>(役員の第三者に対する損害賠償責任)</b>
<b>第三十一条の四</b> 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。
一 理事 次に掲げる行為
イ 第三十三条の九第一項及び第二項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
ロ 虚偽の登記
ハ 虚偽の公告
<b>二 監事</b> 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
(役員の連帯責任)
<b>第三十三条の六</b> 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。 (補償契約)
<b>第三十三条の六</b> 組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約(以下この条において「補償契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。
一 当該役員が、その職務の執行に關し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために出する費用
二 当該役員が、その職務の執行に關し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失
イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失
ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

組合は、補償契約を締結している場合であつても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 当該組合が前項第二号の損害を賠償するすれば当該役員が当該組合に対し第三十一条の三第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を与える目的で同号の職務を執行したことを利用したときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金額を返還することを請求することができる。

4 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5 第三十条の二第一項及び第三項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。  
(役員のために締結される保険契約)

6 民法第八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結についてでは、適用しない。

第三十一条の七 組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関与することを負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして厚生労働省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならぬ。

2 第三十条の二第一項及び第三項の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関与すること又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員を被保険者とするもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして厚生労働省令で定めるものを除く。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならぬ。



める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

第三十一章  
（役員の解任）

2 これを下回る割合を定款にあつては、その割合以上の連署をもつて、役員の解任を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があれば、そのときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

前項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

第一項の規定による解任の請求があつた場合は、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から十日前までに、その請求を係る役員に前項の規定による書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

4 前項の場合については、第三十五条第二項及び第三十六条第二項の規定を準用する。この場合において、第三十五条第二項中「組合員が組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合には、その割合）以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したとき」とあるのは、「第三十三条第一項の規定による役員の解任の請求があつた場合」と、第三十六条第二項中「理事の職務を行ふ者がないとき、又は前条第二項の請求があつた場合において」とあるのは、「第三十三条第一項の規定による役員の解任の請求があつた場合において、理事の職務を行う者がないとき又は」と読み替えるものとする。

（総会の招集）

**第三十四条** 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

**第三十五条** 臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、いつでも招集することができる。

組合員が組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求があつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

前項の場合において、電磁的方法により議決権又は選挙権を行うことが定款で定められてゐるときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

4 前項前段の電磁的方法（厚生労働省令で定める方法を除く。）により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事会に到達したものとみなす。

**第三十六条** 総会は、この法律に別段の定めがある場合を除き、理事が招集する。

2 理事の職務を行う者がないとき、又は前条第二項の請求があつた場合において、理事が正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。  
(総会招集の手続)

**第三十七条** 理事（理事以外が総会を招集する場合にあつては、その者。次条において「総会招集者」という。）は、総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 総会の日時及び場所

二 総会の目的である事項があるときは、当該事項

三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

2 前項各号に掲げる事項の決定は、前条第二項（第三十三条第四項において準用する場合を含む。）又は第四十七条の二第四項の規定により監事が総会を招集するときを除き、理事会の決議によらなければならぬ。

**第三十八条** 総会を招集するには、総会招集者は、その総会の会日の十日前までに、組合員に対して書面をもつてその通知を発しなければならない。

2 総会招集者は、前項の書面による通知の発出に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、組合員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該総会招集者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

3 前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。  
(通知又は催告)

**第三十九条** 組合の組合員に対する通知又は催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したとして、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

(総会の議決事項)

**第四十条** 次の事項は、総会の議決を経なければならぬ。

- 一 定款の変更
- 二 規約の設定、変更及び廃止
- 三 組合の解散及び合併
- 四 每事業年度の事業計画の設定及び変更
- 五 収支予算
- 六 出資一口の金額の減少
- 七 事業報告書並びに決算関係書類その他の組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして厚生労働省令で定めるもの
- 八 組合員の除名及び役員の解任
- 九 連合会への加入又は脱退
- 十 その他定款で定める事項

総会においては、第三十八条第一項又は第二項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

規約の変更のうち、軽微な事項その他の厚生労働省令で定める事項に係るものについては、第一項の規定にかかわらず、定款で、総会の議決を経ることを要しないものとすることができる。この場合においては、総会の議決を経ることを要しない事項の範囲及び当該変更の内容の組合員に対する通知、公告その他の周知の方法を定款で定めなければならない。

定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二十六条の四に規定する規約の設定、変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

共済事業に係る第四項及び第五項の認可並びに貸付事業に係る第四項及び前項の認可については第五十八条の規定を、これらの事業以外の事業に係る第四項の認可については同条及び第五十九条の規定を準用する。

組合は、第四項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(総会の通常議決方法)

**第四十一条** 総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

2 任する。

1 (総会の特別議決方法)

**第四十二条** 次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 組合の解散及び合併

三 組合員の除名

四 事業の全部の譲渡、第五十条の二第一項の規定による共済事業の全部の譲渡及び同条第二項の規定による共済契約の全部の移転

五 第三十一条の三第四項（第三十三条の十第四項において準用する場合を含む。）の規定による責任の免除

(役員の説明義務)

**第四十三条** 役員は、総会において、組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。(延期又は続行の決議)

**第四十四条** 総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第三十七条及び第三十八条の規定は、適用しない。

(総会の議事録)

**第四十五条** 総会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 組合は、総会の会日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

3 組合は、総会の会日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならぬ。

ればならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをとつては、この限りでない。

組合員及び組合の債権者は、組合に対しして、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定めた事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求

(総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え)

第四十六条 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、会社法第八百三十条、第八百三十二条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、

(株主等(当該各号の株主総会等が創立総会又

及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定を準用する。この

場合において、同法第八百三十二条第一項中

第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項

及び第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定を準用する。この

場合において、同法第八百三十二条第一項中

「株主等(当該各号の株主総会等が創立総会又

は種類創立総会である場合にあつては、株主

等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査

役」とあるのは、「組合員、理事、監事又は清

算人」と読み替えるものとするほか、必要な技

術的読替えは、政令で定める。

(総代会)

第四十七条 五百人以上の組合員を有する組合は、定款の定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

総代は、定款の定めるところにより、組合員のうちからこれを選舉する。

総代の定数は、その選舉の時における組合員の総数の十分の一(組合員の総数が千人を超える組合にあつては、百人)以上でなければならぬ。

総代の選舉については、第二十八条第七項及

び第八項の規定を準用する。

総代の任期は、三年以内において定款で定め

る期間とする。

6 総代会には、総会に関する規定を準用する。この場合において、第十七条第二項ただし書中「組合員又は組合員と同一の世帯に属する者」とあるのは「組合員」と、同条第五項中「十人」とあるのは「三人」と読み替えるものとする。

7 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙をすることができない。

第四十七条の二 総代会において組合の解散又は合併の議決があつたときは、理事は、当該議決の日から十日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。

2 組合員が総組合員の五分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から三週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から一月以内にしなければならない。

3 前項の規定による書面の提出については、第

三十五条规定及び第四項の規定を準用する。

4 前項第二号の一定の期間は、一月を下つては

ならない。

5 第三項の規定にかかわらず、組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告方法によりするときは、第三項の規定による各別の催告ができる旨を要しない。

二 債権者が一定の期間内に異議を述べること

ができる旨

一 出資一口の金額の減少の内容

には、各自にこれを催告しなければならない。

二 債権者が一定の期間内に異議を述べること

ができる旨

一 債権者が前条第三項第二号の一

定の期間内に異議を述べたときは、出資

一口の金額の減少を承認したものとみなす。

二 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済

し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権

者に弁済を受けさせることを目的として、信託

会社等(信託会社(信託業法(平成十六年法律

第一百五十四号)第二条第二項に規定する信託会

社をいう。)及び信託業務を営む金融機関(金融

機関の信託業務の兼營等に関する法律(昭和

十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を

受けた金融機関をいう。)をいう。)に相当の財

産を信託しなければならない。ただし、出資一

口の金額の減少をしてもその債権者を害するお

それがないときは、この限りでない。

(出資一口の金額の減少の手続)

第四十九条 組合は、出資一口の金額の減少を議

決したときは、その議決の日から二週間以内に

財産目録及び貸借対照表を作成し、かつ、これ

らをその主たる事務所に備え置かなければなら

ない。

二 組合員及び組合の債権者は、組合に対しして、

その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる

請求をすることができる。この場合において

は、組合は、正当な理由がないのにこれを拒ん

ではない。

一 前項の財産目録及び貸借対照表が書面をも

つて作成されているときは、当該書面の閲覧

の請求

二 前項の財産目録及び貸借対照表が電磁的記

録をもつて作成されているときは、当該電磁

的記録に記録された事項を厚生労働省令で定

める方法により表示したものの閲覧の請求

二、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知

れて、総会の議決によらなければならない。

一、総会の議決によらなければならない。

二、総代の選挙をすることができない。

三、総代会において組合の解散又は合併の議

決があつたときは、理事は、当該議決の内容を

通知しなければならない。

四、前項第二号の一定の期間は、一月を下つては

ならない。

五、前項第三項の規定にかかわらず、組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告方法によりするときは、第三項の規定による各別の催告

ができる旨を要しない。

六、前項第二号の一定の期間は、一月を下つては

ならない。

七、総代会においては、前項の規定にかかわらず

組合の選挙をすることができない。

八、総代の選挙をすることができない。

九、総代会において組合の解散又は合併の議

決があつたときは、理事は、当該議決の内容を

通知しなければならない。

十、前項第二号の一定の期間は、一月を下つては

ならない。

十一、前項第三項の規定にかかわらず、組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告方法によりするときは、第三項の規定による各別の催告

ができる旨を要しない。

十二、前項第二号の一定の期間は、一月を下つては

ならない。

十三、前項第三項の規定にかかわらず、組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告方法によりするときは、第三項の規定による各別の催告

ができる旨を要しない。

十四、前項第二号の一定の期間は、一月を下つては

ならない。

十五、前項第三項の規定にかかわらず、組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告方法によりするときは、第三項の規定による各別の催告

ができる旨を要しない。

十六、前項第二号の一定の期間は、一月を下つては

ならない。

十七、前項第三項の規定にかかわらず、組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告方法によりするときは、第三項の規定による各別の催告

ができる旨を要しない。

十八、前項第二号の一定の期間は、一月を下つては

ならない。

十九、前項第三項の規定にかかわらず、組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告方法によりするときは、第三項の規定による各別の催告

ができる旨を要しない。

二十、前項第二号の一定の期間は、一月を下つては

ならない。

二十一、前項第三項の規定にかかわらず、組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告方法によりするときは、第三項の規定による各別の催告

ができる旨を要しない。

二十二、前項第二号の一定の期間は、一月を下つては

ならない。

二十三、前項第三項の規定にかかわらず、組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告方法によりするときは、第三項の規定による各別の催告

ができる旨を要しない。

二十四、前項第二号の一定の期間は、一月を下つては

ならない。

二十五、前項第三項の規定にかかわらず、組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告方法によりするときは、第三項の規定による各別の催告

ができる旨を要しない。

二十六、前項第二号の一定の期間は、一月を下つては

ならない。

二十七、前項第三項の規定にかかわらず、組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告方法によりするときは、第三項の規定による各別の催告

ができる旨を要しない。

二十八、前項第二号の一定の期間は、一月を下つては

ならない。

二十九、前項第三項の規定にかかわらず、組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告方法によりするときは、第三項の規定による各別の催告

ができる旨を要しない。

三十、前項第二号の一定の期間は、一月を下つては

ならない。

三十ー、前項第三項の規定にかかわらず、組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告方法によりするときは、第三項の規定による各別の催告

ができる旨を要しない。

三十ニ、前項第二号の一定の期間は、一月を下つては

ならない。

三十ニー、前項第三項の規定にかかわらず、組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告方法によりするときは、第三項の規定による各別の催告

ができる旨を要しない。

三十ニニ、前項第二号の一定の期間は、一月を下つては

ならない。

三十ニニー、前項第三項の規定にかかわらず、組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告方法によりするときは、第三項の規定による各別の催告

ができる旨を要しない。

三十ニニニ、前項第二号の一定の期間は、一月を下つては

ならない。

三十ニニニー、前項第三項の規定にかかわらず、組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告方法によりするときは、第三項の規定による各別の催告

ができる旨を要しない。

三十ニニニニ、前項第二号の一定の期間は、一月を下つては

ならない。

三十ニニニニー、前項第三項の規定にかかわらず、組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告方法によりするときは、第三項の規定による各別の催告

ができる旨を要しない。

三十ニニニニニ、前項第二号の一定の期間は、一月を下つては

ならない。

三十ニニニニニー、前項第三項の規定にかかわらず、組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告方法によりするときは、第三項の規定による各別の催告

ができる旨を要しない。

三十ニニニニニニ、前項第二号の一定の期間は、一月を下つては

ならない。

三十ニニニニニニー、前項第三項の規定にかかわらず、組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告方法によりするときは、第三項の規定による各別の催告

ができる旨を要しない。

三十ニニニニニニニ、前項第二号の一定の期間は、一月を下つては

ならない。

三十ニニニニニニニー、前項第三項の規定にかかわらず、組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告方法によりするときは、第三項の規定による各別の催告

ができる旨を要しない。

三十ニニニニニニニニ、前項第二号の一定の期間は、一月を下つては

ならない。

三十ニニニニニニニニー、前項第三項の規定にかかわらず、組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告方法によりするときは、第三項の規定による各別の催告

ができる旨を要しない。

三十ニニニニニニニニニ、前項第二号の一定の期間は、一月を下つては

ならない。

三十ニニニニニニニニニー、前項第三項の規定にかかわらず、組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告方法によりするときは、第三項の規定による各別の催告

ができる旨を要しない。

三十ニニニニニニニニニニ、前項第二号の一定の期間は、一月を下つては

ならない。

三十ニニニニニニニニニニー、前項第三項の規定にかかわらず、組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告方法によりするときは、第三項の規定による各別の催告

ができる旨を要しない。

三十ニニニニニニニニニニニ、前項第二号の一定の期間は、一月を下つては

ならない。

三十ニニニニニニニニニニニー、前項第三項の規定にかかわらず、組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告方法によりするときは、第三項の規定による各別の催告

ができる旨を要しない。

三十ニニニニニニニニニニニニ、前項第二号の一定の期間は、一月を下つては

ならない。

三十ニニニニニニニニニニニニー、前項第三項の規定にかかわらず、組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告方法によりするときは、第三項の規定による各別の催告

ができる旨を要しない。

三十ニニニニニニニニニニニニニ、前項第二号の一定の期間は、一月を下つては

ならない。

三十ニニニニニニニニニニ



を作成し、当該組合の事務所（主として共済事業以外の事業の用に供される事務所その他の厚生労働省令で定める事務所を除く。以下この条において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

前項の組合が子会社その他當該組合と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者（以下「子会社等」という。）を有する場合には、当該組合は、毎事業年度、同項の説明書類のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として厚生労働省令で定めるものを当該組合及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

前二項に規定する説明書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

第一項又は第二項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、組合の事務所において、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として厚生労働省令で定めるものととることができる。

この場合においては、これらの規定に規定する説明書類を、これらの規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他の規定の適用に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第一項の組合は、同項又は第二項に規定する事項のほか、共済事業の利用者が当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

第六条 第一項の組合は、同項又は第二項に規定するもののほか、組合がその財産を適正に処理するため必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五十三条の三 第五十条の三から前条までに定めるもののほか、組合がその財産を適正に処理するため必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（財務基準）

第五十三条の四 共済事業を行う組合は、その業務又は財産の状況に照らしてその共済事業の継続が困難となる蓋然性がある場合には、行政庁に対し、当該組合に係る共済契約（変更対象外

契約を除く。）について共済金額の削減その他の契約条件の変更を行わなければ共済事業の継続が困難となる蓋然性があり、共済契約者等の保護のため契約条件の変更がやむを得ない旨及びその理由を、書面をもつて示さなければならぬ。

前項の組合は、同項の申出をする場合には、前項の組合が子会社その他の當該組合と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者（以下「子会社等」という。）を有する場合には、当該組合は、毎事業年度、同項の説明書類のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として厚生労働省令で定めるものを当該組合及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

前項の申出に理由があると認めることはできる。

第一項に規定する「変更対象外契約」とは、第一項に規定する「変更対象内契約」（当該共済事故に係る共済金の支払により消滅することとなるものに限る。）その他の政令で定める共済契約をいう。

（業務の停止等）

行政庁は、前条第三項の規定による承認をした場合において、共済契約者等の保護のため必要があると認めるときは、当該組合に対し、期間を定めて、共済契約の解約に係る業務の停止その他必要な措置を命ずることができる。

（契約条件の変更の限度）

第五十三条の六 契約条件の変更は、契約条件の変更の基準となる日までに積み立てるべき責任準備金に対応する共済契約に係る権利に影響を及ぼすものであつてはならない。

契約条件の変更によつて変更される共済金等の計算の基礎となる予定期率については、共済契約者等の保護の見地から共済事業を行う組合の資産の運用の状況その他の事情を勘案して政令で定める率を下回つてはならない。

（契約条件の変更の議決）

第五十三条の七 共済事業を行う組合は、契約条件の変更を行おうとするときは、第五十三条の四第三項の規定による承認を得た後、契約条件の変更につき、総会の議決を経なければならぬ。

第一項の議決には、第四十二条の規定を準用する。

（契約条件の変更の申出）

第五十三条の八 前項の議決には、第四十二条の規定による承認を得た後、契約条件の変更につき、総会の議決を経なければならぬ。

（契約条件の変更）

第一項の議決を行つた場合には、同項の組合は、第三十八条第一項又は第二項の通知において、会議の目的たる事項のほか、契約条件の変更がやむを得ない理由、契約条件の変更の内

容、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測、共済契約者等以外の債務者に対する債務の取扱いに関する事項、経営責任に関する事項、その他の厚生労働省令で定める事項を示さなければならない。

第一項の議決を行う場合において、契約条件の変更による蓋然性があり、共済契約者等の保護のため契約条件の変更がやむを得ない旨及びその理由を、書面をもつて示さなければならぬ。

前項の方針については、その内容を定款に記載し、又は記録しなければならない。

第一項に規定する「変更対象外契約」とは、第一項に規定する「変更対象内契約」（当該共済事故に係る共済金の支払により消滅することとなるものに限る。）その他の政令で定める共済契約をいう。

（契約条件の変更に関する総会の特別議決等に關する特例）

第五十三条の九 前条第一項の議決又はこれとともに第42条第一号、第二号若しくは第四号に掲げる事項に係る議決は、同条（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、出席した組合員の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

前項の規定により仮にした議決（以下この条において「仮議決」という。）があつた場合においては、組合員に対し、当該仮議決の趣旨を通知し、当該仮議決の日から一月以内に再度の総会を招集しなければならない。

前項の総会において第一項に規定する多数をもつて仮議決を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮議決をした事項に係る議決があつたものとみなす。

（契約条件の変更に係る書面の備置き等）

三条の七第一項の議決を行つべき日の二週間前から第五十三条の十四第一項の規定による公告の日まで、契約条件の変更がやむを得ない理由、契約条件の変更の内容、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測、共済契約者等以外の債務者に対する債務の取扱いに関する事項、経営責任に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項並びに第五十三条の七第四項の方針がある場合にあつてはその方針を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその各事務所に備え置かなければならない。

組合員及び共済契約者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組合の定め

（共済調査人）

前項の書面の閲覧の請求

前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものとの交付の請求

（共済調査人の調査等）

行政庁は、共済調査人が調査を適切に行つていないと認めるときは、共済調査人を解任することができる。

前項において準用する民事再生法第六十一条及び第六十一条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「裁判所」とあるのは、二以上の当たる多数をもつて、仮にすることができる。

前項の規定により仮にした議決（以下この条において「仮議決」という。）があつた場合においては、組合員に対し、当該仮議決の趣旨を通知し、当該仮議決の日から一月以内に再度の総会を招集しなければならない。

前項の総会において第一項に規定する多数をもつて仮議決を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮議決をした事項に係る議決があつたものとみなす。

（契約条件の変更に係る書面の備置き等）

三条の七第一項の議決を行つべき日の二週間前から第五十三条の十四第一項の規定による公告の日まで、契約条件の変更がやむを得ない理由、契約条件の変更の内容、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測、共済契約者等以外の債務者に対する債務の取扱いに関する事項、経営責任に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項並びに第五十三条の七第四項の方針がある場合にあつてはその方針を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその各事務所に備え置かなければならない。

組合員及び共済契約者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組合の定め

（共済調査人の秘密保持義務）

前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものとの交付の請求

（共済調査人の秘密保持義務）

前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものとの交付の請求

（共済調査人の秘密保持義務）

前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものとの交付の請求

（共済調査人の秘密保持義務）

前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

（共済調査人の秘密保持義務）

前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求



一項又は第二百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

(共済事業専業組合の子会社の範囲等)

### 第五十三条の十八 第十条第三項の規定により同

項の他の事業を行うことができないものとされた共済事業を行う組合(以下この条及び次条において「共済事業専業組合」という)は、次に掲げる会社(次項において「子会社対象会社」という)。以外の会社を子会社としてはならない。

一次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあっては、主として当該共済事業専業組合の行う事業のためにその業務を営んでいるものに限る)。

イ 共済事業専業組合の行う事業に従属する業務として厚生労働省令で定めるもの(第三項及び次条第一項において「共済事業従属業務」という)。

ロ 共済事業専業組合の行う事業に付随し、又は関連する業務として厚生労働省令で定めるもの(次条第一項において「共済専業関連業務」という)。

二 前号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第九条第四項第一号に規定する持株会社をい

う)で厚生労働省令で定めるもの(当該持株会社になることを予定している会社を含む)。

2 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、共済事業専業組合又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の厚生労働省令で定める事由により当該共済事業専業組合の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該共済事業専業組合は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

3 第一項第一号の場合において、会社が主として共済事業専業組合の行う事業のために共済専業従属業務を専ら営む会社及び前条第一項第二号に掲げる会社を除く。以下この項においては、国内の会社(共済事業従属業務又は共済事業専業組合の行う事業のために共済専業従属業務を営んでいるかどうかの基準は、厚生労働大臣が定める)。

### 第五十三条の十九 共済事業専業組合又はその子

て同じ。)の議決権については、合算して、そ  
の基準議決権数(当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう)を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

第五十三条の十七第二項から第七項までの規定は、共済事業専業組合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第五十三条の十九第一項」と、「特定会社」である国内の会社(同項に規定する国内の会社をいう。以下この条において同じ)の議決権をその基準議決権数(同項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ)と、同条第三項中「特定会社である国内の会社」とあるのは、「国内の会社」と、同条第四項中「第一項の規定」とあるのは、「第五十三条の十九第一項の規定」と、「特定会社である国内の会社」とあるのは、「国内の会社」と、同条第五項及び第六項中「特定会社である国内の会社」とあるのは、「国内の会社」と、同条第七項中「前各項」とあるのは、「第五十三条の十九第一項の規定」とあるのは、「国内の会社」と、同条第一項及び同条第二項において読み替えて準用する第五十三条の十七第二項から前項まで」と読み替えるものとする。

## 第五章 設立

### 設立者

第五十四条 消費生活協同組合を設立するにはそ

の組合員になろうとする者二十人以上が、連合会を設立するには二以上の組合が発起人となり、設立趣意書、定款案、事業計画書及び発起人名簿を作成し、賛成者を募らなければならぬ。

(共済事業を行う組合の出資の総額)

第五十四条の二 共済事業を行う消費生活協同組合であつてその組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会の出資の総額は、厚生労働省令で定める区分に応じ、厚生労働省令で定める額以上でなければならぬ。

前項の厚生労働省令で定める額は、消費生活協同組合の出資の総額にあつては一億円、連合会の出資の総額にあつては十億円を、それぞれ下回つてはならない。

(創立総会の招集)

第五十五条 発起人は、経営をしていくのに適当と思われる人数の賛成者ができたとき、又は発

起人のみを会員とする連合会を設立しようとするときは、定款案を会議の日時及び場所とともに公告し、創立総会を開かなければならぬ。

前項の賛成者の数は、消費生活協同組合にあつては、少なくとも三百人を必要とする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(創立総会の議事)

第五十六条 創立総会では、定款及び事業計画を議決し、理事及び監事を選挙し、その他設立に必要な事項を決定しなければならない。

2 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者で、その会日までに発起人に對し、設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上でこれを決する。

3 創立総会においてその延期又は続行の決議があつた場合には、前条第一項の規定による公告をすることを要しない。

4 創立総会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

5 創立総会については、第十七条並びに第四十一条第二項及び第三項の規定を準用する。

第五十六条の二 創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条、第八百三十三条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限り)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定を準用する)。この場合において、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

(設立認可の申請)

第五十七条 発起人は、創立総会終了の後遅滞なく、設立趣意書、定款、事業計画書、創立総会議事録の謄本及び役員名簿を行政庁に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 発起人は、行政庁の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

(設立の認可)

第五十八条 行政庁は、前条第一項の申請があつたときは、その組合が第二条第一項各号に掲げたる要件を欠く場合、設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基づいてす

る行政庁の処分に違反する場合及びその組合が事業を行うに必要な経営的基礎を欠く等その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められる場合を除いては、その設立を認可しなければならない。

(認可の期間)

第五十九条 第五十七条第一項の申請があつたときは、行政庁は、申請書を受理した日から二月以内に、発起人に對し、認可又は不認可の通知を發しなければならない。

2 行政庁が前項の期間内に同項の通知を發しなかつたときは、その期間満了の日に、第五十七条第一項の認可があつたものとみなす。この場合に、発起人は、行政庁に對し、認可又は不認可の通知を發しなければならない。

3 行政庁が設立認可の申請に關し発起人に報告を求め、又は第三者に照会を發した場合には、前項の期間は、その報告又は回答のあつた日から、これを起算する。この場合において、第三者に照会を發したときは、行政庁は、第一項の期間内に、発起人に對しその旨の通知を發しなければならない。

4 行政庁が不認可の決定をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

5 発起人が不認可の取消しを請求する訴え提起した場合において、裁判所がその取消しの判決をしたときは、その判決確定の日に第五十七条第一項の申請書が受理されたものとみなして、第一項から第三項までの規定を適用する。

(認可の失効)

第五十九条の二 第五十七条第一項の認可は、認可のあつた日から六月以内に主たる事務所の所在地において設立の登記の申請がなされないとときは、その効力を失う。

(事務引継)

第六十条 第五十七条第一項の認可があつたときは、発起人は遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければならぬ。

2 理事は、前項の規定による引継ぎを受けたときは、遅滞なく、組合員に出資の第一回の払込みをさせなければならぬ。

3 現物出資者は、第一回の払込みの期日に出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。ただし、登記登録その他の権利の設定又は移転をもつて第三者に對抗するための必要な行為は、組合成立の後にこれをすることを妨げない。



て、吸収合併存続組合の総組合員の六分の一以上上の組合員が次項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に合併に反対する旨を吸収合併存続組合に対し通知したときは、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

(新設合併消滅組合の手続)  
**第六十八条の三** 新設合併消滅組合は、次に掲げる  
る日のいずれか早い日から新設合併設立組合の  
成立の日までの間、新設合併契約の内容その他  
厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録  
した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に  
備え置かなければならぬ。

4 第二項の規定による役員は、合併しようとする組合の組合員又は会員たる組合の役員のうちから、これを選任しなければならない。

5 第二項の規定による役員の選任については、第二十八条第三項、第四項及び第六項の規定を準用する。

6 新設合併設立組合は、成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立組合が承継した新設合併時当該組合の権利義務につき他の新設合併

**(合併の無効の訴え)**  
**第七十一条** 組合の合併の無効の訴えについて  
は、会社法第八百二十八条规定第一項（第七号及び  
第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七  
号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十  
四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、  
第八百三十五条第一項、第八百三十六条规定から第  
八百三十九条まで、第八百四十三条规定第一項第  
三号又が第四号を除く第二項に記載の余り、

前までに、吸収合併を終了する旨並びに吸収合併消滅組合の名称及び住所を公告し、又は組合員に通知しなければならない。

二 第五項による公報の日又は第五項において准用する同条第三項の規定による催告の日のい  
該新設合併消滅組合に對して、その業務取扱部  
ずれか早い日

三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く  
並びに第八百四十六条の規定を、この条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについては、同法第八百六十八条规定第六項、第八百七十条第二項（第六号に係る部分に限る）、第八百七十条の二、第八百七十二条本文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る）、第八

7 吸收合併存続組合については、第四十九条及  
組合員は、吸收合併存続組合に対して、当該吸收  
合併をやめることを請求することができる。ただし、第三項ただし書の規定により総会の決議  
を経ないで合併をする場合（第四項の規定によ  
る通知があつた場合を除く。）は、この限りで  
ない。

ができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅組合の定めた費用を支払わなければならぬ。

8 新設合併設立組合の組合員及び債権者は、当該新設合併設立組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立組合の定めた費用を支払わなければならぬ。

百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

8 吸収合併存続組合は、吸収合併の効力が生じた日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続組合が承継した吸収合併消滅組合の権利義務その他の吸収合併に関する事項として厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

9 及収合併存続組合は、及収合併の効力が生じた日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続組合が承継した吸収合併消滅組合の権利義務その他の吸収合併に関する事項として厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

四 閲覧の請求  
3 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併消滅組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

四 第六項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併設立組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

三 第六項の書面の謄本又は抄本の交付の請求又は第六項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもの の閲覧の請求

は理事がその清算人となる。ただし緑会において他人を選任したときは、この限りでない。

10 が日から二ヶ月間、前記の書面及び電話をもつて、その主たる事務所に備え置かなければならぬ。い。

いて、新設合併消滅組合の組合員が不利益を受けるおそれがあるときは、新設合併消滅組合の組合員は、新設合併消滅組合に対し、当該新設合併をやめることを請求することができる。

**第六十九条** 組合の合併については、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。前項の認可については、共済事業又は貸付事務

外の部分に限る)、第四百八十二条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第四項及び第五項、第四百九十二条第一項から第三項まで、第

間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続組合の定め

新設合併消滅組合については、第四十九条及び第四十九条の二の規定を準用する。  
(新設合併設立組合の手続等)

業を行う組合にあつては第五十七条第二項及び第五十八条の規定を、その他の組合にあつては第五十七条第二項、第五十八条及び第五十九条の規定を準用する。

四百九十九条から第五百三十三条まで、第五百七  
条、第八百六十八条规定第一項、第八百六十九条、  
第八百七十条规定第一項（第一号及び第二号に係る  
部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二

一 第八項の書面の閲覧の請求  
二 第八項の書面の謄本又は抄本の交付の請求  
三 第八項の電磁的記録に記録された事項を厚

規定期は、新設合併設立組合の設立については適用しない。

**(合併の効果)**  
**第七十条** 吸収合併存続組合は、効力発生日又は前条第一項の行政庁の認可を受けた日のいずれか遅い日に、吸収合併消滅組合の権利義務(そ

条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定を組合の清算人について、第二十九条の一、第

四 生労働省令で定める方法により表示したもの  
の閲覧の請求

3 総会において組合員又は会員たる組合の役員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 が遅い日に、吸収合併消滅組合の権利義務（その組合がその行う事業に關し、行政庁の許可を認可その他の处分に基づいて有する権利義務を含む。次項において同じ。）を承継する。  
新設合併設立組合は、その成立の日に、新設合併消滅組合の権利義務を承継する。

組合の清算人についてでは、第二十九条の二、二十九条の三、第三十条の二、第三十条の三第一項及び第二項、第三十条の四から第三十一条の二まで（第三十条の七第二項を除く。）、第三十二条の三第一項から第三項まで、第三十二条の四第一項及び第二項（第一号に係る部分に限



第六十八条の二第七項において準用する第四十九条第五項の規定により公告を官報のほか第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を供し若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面

二 吸収合併消滅組合(当該登記所の管轄区域内に主たる事務所があるものを除く。)の登記事項証明書

(新設合併による設立の登記の申請)

**第八十八条** 新設合併による設立の登記の申請書には、第八十五条第二項に規定する書面のか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 第六十八条の三第三項の規定による新設合併契約の承認があつたことを証する書面

二 第六十八条の三第五項において準用する第四十九条第三項の規定による公告及び催告(第六十八条の三第五項において準用する第四十九条第五項の規定により公告を官報のほか第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を供し若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面

三 新設合併消滅組合(当該登記所の管轄区域内に主たる事務所があるものを除く。)の登記事項証明書

(解散の登記の申請)

(清算結了の登記の申請)

**第八十九条** 第七十九条の規定による解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添付しなければならない。

2 行政庁が組合の解散を命じた場合における解散の登記は、その行政庁の嘱託によつてこれをする。

第三項の規定による決算報告書の承認があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(登記の嘱託)

**第九十条** 組合の総会又は創立総会の決議の存続によつてした組合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を供し若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面

二 吸収合併消滅組合(当該登記所の管轄区域内に主たる事務所があるものを除く。)の登記事項証明書

(新設合併による設立の登記の申請)

**第八十八条** 新設合併による設立の登記の申請書には、第八十五条第二項に規定する書面のか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 第六十八条の三第三項の規定による新設合併契約の承認があつたことを証する書面

二 第六十八条の三第五項において準用する第四十九条第三項の規定による公告及び催告(第六十八条の三第五項において準用する第四十九条第五項の規定により公告を官報のほか第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を供し若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面

三 新設合併消滅組合(当該登記所の管轄区域内に主たる事務所があるものを除く。)の登記事項証明書

(解散の登記の申請)

(清算結了の登記の申請)

第三項の規定による決算報告書の承認があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(登記の嘱託)

**第九十二条** 組合は、毎事業年度、事業年度の終了後三月以内に、決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を行政庁に提出しなければならない。

**第九十三条** 組合の登記について(商業登記法(昭和二十三年法律第二百号)第九十二条における規定を準用する)の登記の期間

第一項登記すべき事項のうち行政庁の認可を要するものの登記の期間については、その認可書の到達した日から起算する。ただし、第五十一条第二項及び第五項(第六十二条第三項において準用する場合を含む。)の場合には、認可に関する証明書の到達した日から起算する。

(商業登記法の準用)

**第九十四条** 組合は、組合員が、組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、法規に基づいてする行政庁の処分、定款又は規約に違反する疑いがあることを理由として、検査を請求したときは、行政庁は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 行政庁は、組合に法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款若しくは規約を守らせるため必要があると認めるとき、又は組合の会計が著しく適正でないと認めるときは、いつでもその組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

**第九十五条** 行政庁は、共済事業を行なう組合の業務の健全化のため必要な事項についてする行政庁の処分、定款若しくは規約を守らせるために必要があると認めるとき、又は組合の会計経理が著しく適正でないと認めるときは、組合からその業務又は会計の状況に關し報告を徴することができる。

**第九十六条** 行政庁は、組合に法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款若しくは規約を守らせるために必要があると認めるとき、又は組合の会計経理が著しく適正でないと認めるときは、いつでもその組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

**第九十七条** 行政庁は、責任共済等の事業を行なう組合の業務又は会計の状況につき、毎年一年を常例として検査をしなければならない。

2 行政庁は、前各項の規定により共済事業を行う組合の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社等又は該組合から業務の委託を受けた者の業務又は会計の状況を検査することができる。

3 前項第三項の規定は、前項の規定による子会社等又は当該組合から業務の委託を受けた者の身分を示す証明書を携帯し、関

本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「訴えについてはその主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所に、行政庁に対する請求については当該行政庁」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの(同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの)」とあるのは「消費生活協同組合法第七十二条本文の規定による清算人」と、同法第四百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第九十二条における規定を準用する」の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第一項(第一号二に係る部分に限る。)の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 組合の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第一項(第一号イに係る部分に限る。)の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 組合の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

**第九章 監督**

**第八章 決算関係書類等の提出**

**第九十二条の二** 組合は、毎事業年度、事業年度の終了後三月以内に、決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を行政庁に提出しなければならない。

2 第三十二条の十第一項の規定により会計監査人の監査を要する組合が子会社等を有する場合には、当該組合は、毎事業年度、前項の書類のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した書類を作成し、行政庁に提出しなければならない。

3 前二項の書類の記載事項その他必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(行政庁による報告の徴収)

**第九十三条** 行政庁は、組合に法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款若しくは規約を守らせるために必要があると認めるとき、又は組合の会計経理が著しく適正でないと認めるときは、いつでもその組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

3 行政庁は、共済事業を行なう組合の業務の健全化のため必要な事項についてする行政庁の処分、定款若しくは規約を守らせるために必要があると認めるとき、又は組合の会計経理が著しく適正でないと認めるときは、いつでもその組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

4 行政庁は、責任共済等の事業を行なう組合の業務又は会計の状況につき、毎年一年を常例として検査をしなければならない。

5 行政庁は、前各項の規定により共済事業を行う組合の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社等又は該組合から業務の委託を受けた者の業務又は会計の状況を検査することができる。

6 前項第三項の規定は、前項の規定による子会社等又は当該組合から業務の委託を受けた者の身分を示す証明書を携帯し、関

係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

**第九十四条の二** 行政庁は、共済事業を行う組合の業務若しくは財産の状況に照らして、又は事情の変更により、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るために認めた事項の変更又は業務執行の方法の変更を命ずることができる。

行政庁は、共済事業を行う組合の業務若しくは財産又は共済事業を行う組合及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るために必要があると認めるときは、当該組合に対し、措置を講すべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該組合の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは財産の供託を命じ、若しくは財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができる。

前項の規定による命令（改善計画の提出を求めるなどを含む）であつて、共済事業を行う組合の共済金等の支払能力の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、これらの組合の共済金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ厚生労働省令で定めるものでなければならない。

行政庁は、共済事業を行う組合が法令が著しく悪化し、共済事業を継続することが法律契約者等の保護の見地から適当でないと認めるとときは、当該組合の第四十条第五項の認可を取り消すことができる。

行政庁は、共済を図る事業を行う組合が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の处分若しくは定款若しくは規約に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、当該組合の業務の全部若しくは一部の停止若しくは役員の解任を命じ、又は第四十条第五項若しくは第六項の認可を取り消すことができる。

**（法令等の違反に対する処分）**

**第九十五条** 行政庁は、第九十三条の規定により報告を徴し、又は第九十四条の規定による検査を行つた場合において、当該組合が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該組合に対し、期間を定めて、必要な措置を探るべき旨を命ずることができる。

一 その業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反していること。

二 正当な理由がなくて一年以上その事業を休止し、又は正当な理由がなくてその成立後一年以内にその事業を開始しないこと。

三 第一号に掲げるもののほか、その会計経理が著しく適正でないこと。

四 子会社等が子会社等でなくなつたとき。

五 第五十三条の二第一項又は第二項の規定により説明書類の縦覧を開始したとき。

六 その他厚生労働省令で定める場合に該当するとき。

三 子会社等を新たに有することとなつたとき。

二 共済代理店の設置又は廃止をしようとする場合に対し、期間を定めて、必要な措置を探るべき旨を命ずることができる。

一 その業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反していること。

**（行政手続への届出）**

**第九十六条の二** 共済事業を行う組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。

一 共済代理店の設置又は廃止をしようとする場合に対し、期間を定めて、必要な措置を探るべき旨を命ずることができる。

二 共済計理人を選任したとき、又は共済計理人が退任したとき。

三 子会社等を新たに有することとなつたとき。

二 共済代理店の設置又は廃止をしようとする場合に対し、期間を定めて、必要な措置を探るべき旨を命ずることができる。

一 その業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政手続の届出を定めたとき。

二 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第一十五条第一項の通知は、聴聞の期日の二週間前にまでにしなければならない。

二 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。（行政手続による取消し）

**（行政手続への届出）**

**第九十七条の二** 組合員が総組合員の十分の一以上の臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。（権限の委任）

**第九十七条の三** この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

**第九十八条の二** この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

**第九十八条の三** この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

**第九十九条の五** 前条の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

**第九十八条の四** 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

**第九十九条の五** 前条の場合において、同法第二百九十二条の二第一項中「第一百八十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「消費生活協同組合法第九十八条の五第一項」と、この条次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産（第二百条の二）の規定に係る不法財産が混和したものに限る。」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第一百八十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「消費生活協同組合法第九十八条の五第一項」と読み替えるものとする。

**第九十八条の六** 第二十二条の二第一項において準用する保険業法第三百条第一項(ただし書を除く。)の規定に違反して、同項第一号から第三号までに掲げる行為をした者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

**第九十八条の七** 被調査組合の役員若しくは使用人又はこれらの人であつた者が第五十三条の十第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第九十八条の八** 第五十三条の十二の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第九十八条の九** 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 準用金融商品取引法第三十七条第一項(同項第二号を除く。)に規定する事項を表示せぬ、又は虚偽の表示をした者

二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項(同項第一号及び第六号を除く。)の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者

**第九十九条** 組合が第九十五条第二項の停止命令に違反して事業を行つたときは、その組合及び理事を五十万円以下の罰金に処する。

2 第九十三条若しくは第九十三条の三の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第九十四条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金(共済事業を行う組合若しくはその子会社等又は共済代

**第九十九条の二** 第二十六条第六項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この条において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に際し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

**第九十九条の三** 法人（法人でない団体で代表者は管理人の定めのあるものを含む。以下この項目において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対する各本条の罰金刑を科する。

一 第九十八条の二 三億円以下の罰金刑  
二 第九十八条の三 二億円以下の罰金刑  
三 第九十九条第二項 三十万円以下の罰金刑  
(共済事業を行う組合若しくはその子会社等又は共済代理店にあつては、二億円以下の罰金刑)

**第四十九条の四** 一億円以下の罰金刑

**第五十九条の六、第九十八条の九又は前条** 各本条の罰金刑

**第二** 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告と人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

**第九十九条の四** 次の各号のいずれかに該当する者は、一百万円以下の過料に処する。

一 第二十六条第六項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第二十六条第六項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

**第一百条** 次に掲げる場合には、組合の理事若しくは監事、清算人又は会計監査人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基づいて組合が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

三 第二十五条の規定に違反したとき。  
四 第二十条第二項又は第三十三条第三項の規定に違反したとき。  
五 第二十五条の二第二項、第二十六条の五第一項、第三十条の七第一項若しくは第二項、第三十一条の九第九項（第七十三条において準用する場合を含む。）若しくは第十項、第四十五条第二項若しくは第三項、第四十九条第一項（第五十条の二第四項、第六十八条第二項、第六十九条の二第七項及び第六十八条の三第五項において準用する場合を含む。）、第五十三条の九第一項、第六十八条第一項、第六十八条第二項若しくは第九項、第六十八条の三第一項又は第六十八条の四第七項の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。  
六 第二十五条の二第三項、第二十六条の五第二項、第三十条の七第三項、第三十一条の九第二項、第六十八条第二項、第六十八条第三項、第四十五条第二項、第四十九条第二項、第五十三条の九第二項、第六十八条第二項、第六十八条第三項、第六十八条的四第八項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもの（閲覧若しくは謄写又は書類の譲り受け若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること）若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。  
七 第二十六条第六項において準用する会社法第九百四十四条の規定に違反して、同条の調査を求めなかつたとき。  
八 第二十六条の三第一項、第二十六条の四、第五十条の三、第五十条の四、第五十条の七から第五十条の九まで又は第五十条の十四の規定に違反したとき。  
九 第二十八条第四項の規定に違反して、同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。  
十 第二十八条第六項に規定する常勤の監事を定める手続をしなかつたとき。  
十一 第二十九条の規定に違反したとき。

十二 第三十条の三第三項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

十三 第三十条の三第三項において準用する会社法第三百八十二条第二項若しくは第三百八十四条の規定又は第七十三条において準用する同法第三百八十二条第二項、第三百八十四条若しくは第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十四 第三十条の五第三項、第三十一条の九第一項、第三十二条第一項、第四十五条第一項若しくは第五十六条第四項の規定又は第七十三条において準用する会社法第四百九十二条第一項若しくは第五百七条第一項に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不正確に記載をしたとき。

十五 第三十一条（第七十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十六 第三十一条の二第一項（第七十三条において準用する場合を含む。）又は第三十一条の六第四項の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十七 第三十一条の二第三項（第七十三条において準用する場合を含む。）又は第三十一条の六第五項の規定による開示をすることを怠つたとき。

十八 第三十一条の十第三項又は第三十二条第一項において準用する会社法第三百四十四条第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

十九 第三十一条の十第三項において準用する会社法第三百九十六条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書面又は電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもの閲覧又は謄写を拒んだとき。

二十 第三十一条の十第三項において準用する会社法第三百九十八条第二項の規定により意見を述べるに当たり、通常総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

二十一 第三十一条の十一第一項の規定に違反したとき。

二十二 第三十四条の規定、第三十五条第二項若しくは第三十六条第二項（これらの規定を

第三十三条第四項及び第七十三条において準用する場合を含む。)の規定又は第四十七条の二第二項若しくは第四項の規定に違反したとき。

二十三 第四十一条第八項、第六十四条第二項又は第九十六条の二の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二十四 第四十三条(第七十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、正当な理由がないのに、説明をしなかつたとき。

二十五 第四十七条の二第一項、第五十三条の八第二項、第五十三条の十四第一項又は第五十三条の十五第二項の規定に違反して、通知することを怠り、又は不正の通知をしたとき。

二十六 第四十九条又は第四十九条の二第二項(これらの規定を第五十条の二第四項、第六十八条第五項、第六十八条の二第七項及び第六十八条の三第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、出資一口の金額を減少し、共済事業の全部若しくは一部を譲渡し、共済事業に係る財産を移転し、又は合併したとき。

二十七 第四十九条第三項(第五十条の二第四項、第六十八条第五項、第六十八条の二第七項及び第六十八条の三第五項において準用する場合を含む。)、第五十三条の十四第一項若しくは第五十三条の十五第一項の規定又は第七十三条において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

二十八 第五十一条の十一第一項の規定に違反して、共済計理人の選任手続をせず、又は同条第二項の厚生労働省令で定める要件に該当する者でない者を共済計理人に選任したとき。

二十九 第五十一条の十三、第五十三条の五又は第九十四条の二第一項若しくは第二項の規定による命令(改善計画の提出を求める 것을含む。)に違反したとき。

三十 第五十一条の四又は第五十二条の規定に違反したとき。

三十一 第五十三条の八第二項の規定に違反して、総会を招集しなかつたとき。

三十二 第五十三条の十四第二項の規定による付記をせず、又は虚偽の付記をしたとき。

三十三 第五十三条の十四第三項の規定に違反したとき。

三十四 第五十三条の十六第一項の規定に違反して、同項に規定する子会社対象会社以外の第五十三条の十七第一項に規定する特定会社を子会社としたとき。

三十五 第五十三条の十七第一項若しくは第二項ただし書（第五十三条の十九第二項において準用する場合を含む。）又は第五十三条の十九第一項の規定に違反したとき。

三十六 第五十三条の十七第三項又は第五項（これらの規定を第五十三条の十九第二項において準用する場合を含む。）の規定によりおいて準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

三十七 第五十三条の十八第一項の規定に違反して、同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としたとき。

三十八 第七十三条において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

三十九 清算の結了を遅延させる目的で、第七十三条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

四十 第七十三条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

四十一 第七十三条において準用する会社法第五百二条の規定に違反して、組合の財産を分配したとき。

四十二 第九十二条の二第一項又は第二項の規定に違反して、書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

四十三 第九十三条の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四十四 この法律の規定による登記をすることを怠つたとき。

共済調査人が、第五十三条の十第二項の期限までに調査の結果の報告をしないときも、前項と同様とする。

三 会社法第九百七十六条に規定する者が、第三十条の三第三項において準用する同法第三百八十七条第三項の規定による調査を妨げたときも、第一項と同様とする。

第一百条の三 共済代理店が、第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若干の規定による命令に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

これを十万円以下の過料に処する

り没収すべき財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第百一条の四において同じ。）が被告人以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第九十八条の五第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第九十八条の五第二項において準用する同法第二百九条の三第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「消費生活協同組合法第九十八条の五第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第百三十八号）の規定を準用する。  
（没収された債権等の処分等）

**第一百一条の三 金融商品取引法第二百九条の五第一項の規定は第九十八条の四の罪に関し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は第九十八条の四の罪に関し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六の規定は権利の移転につい**

て登記又は登録をする財産を第九十八条の四の罪に犯し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

（刑事補償の特例）

**第一百一条の四** 第九十八条の四の罪に犯し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

（施行期日）

**附 則 抄**

**（施行期日）**

**第一百二条** この法律施行の期日は、昭和二十三年十月三十一日までの間に於いて、政令でこれを定める。但し、この法律中消費生活協同組合連合会に関する規定は、この法律施行後六箇月を経過した時から、これを施行する。

（産業組合法の廃止）

**第一百三条** 産業組合法（明治三十三年法律第三十四号）は、これを廃止する。

2 この法律施行の際に存する産業組合又は産業組合連合会については、産業組合法は、この法律施行後でもなおその効力を有する。

3 前項の産業組合又は産業組合連合会で、この法律施行の日から二箇年を経過した時に現に存するもの（清算中のものを除く。）は、その時に解散する。

（消費生活協同組合との組織変更）

**第一百四条** 前条第二項の産業組合で消費生活協同組合と同種の事業を行うものは、前条第三項の期間内に、消費生活協同組合となることができる。

2 前項の規定により消費生活協同組合となるには、総会の議決を経なければならない。

3 第一項の場合における定款の変更、役員の選任その他消費生活協同組合となるのに必要な行為は、産業組合の組合員で消費生活協同組合の組合員たる資格を有するものの互選した特別委員が協同して、これをなさなければならぬ。

4 前項の定款の変更については、産業組合法の規定にかかるわらず、第四十六条及び第四十七条の規定を準用する。但し、第四十七条の規定の準用については、産業組合法第三十八条の第二項の規定による。

5 第三項に規定する役員の選任は、産業組合の組合員で消費生活協同組合の組合員たる資格を





規定により國又は地方公共團體の相當の機關に對して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

**第一百六十二条** 施行日前にされた國等の事務に係

る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前二行文で収容金法に規定する二級行政官（以

前は行政不服審査法は規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てこ

については、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、

行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる

行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政執行者としての見立て(第二回り)

当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受托事務とする。

（罰則に関する経過措置）

**第一百六十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

(その他の経過措置の政令への委任) る。

**第一百六十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、文令第三つ。

（検討）  
関する経過措置を含む）は政令で定める

**第二百五十二条** 新規不動産賃貸第一号法定受託事務については、で  
に規定する第一号法定受託事務については、で  
きる限り新たに設けることのないようにすると

ともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについて

では、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**第二百五十一條** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、同二法令に定むる所の如きに依り二百万円

国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二年二月二日法律第一六〇号）抄

(平成一六年一二月一日法律第一〇号) 抄  
附則 (施行期日)  
**第一条** この法律は、平成十七年四月一日から施行する。  
**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
**附 則** (平成一六年一二月三日法律第一五四号) 抄  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(処分等の効力)  
**第一百一十二条** この法律の施行前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。  
(罰則に関する経過措置)  
**第一百一十二条** この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(その他の経過措置の政令への委任)  
**第一百一十三条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。  
**附 則** (平成一六年一二月一〇日法律第第一六五号) 抄  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。  
**附 則** (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄  
この法律は、会社法の施行の日から施行する。  
**附 則** (平成一九年五月一六日法律第四七号) 抄  
この法律は、会社法の施行の日から施行する。

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条並びに次条及び附則第三条の規定

公布の日から起算して一年を超えない範囲内

において政令で定める日

二 第三条の規定 一般社団法人及び一般財团

法人に関する法律（平成十八年法律第四十八

号）の施行の日

（消費生活協同組合法の一部改正に伴う経過措

置）

**第二条** 前条第一号に掲げる規定の施行の際に

第一条の規定による改正後の消費生活協同組合

法第十三条の貸付事業（以下この条において単

に「貸付事業」という。）を行う組合は、同号

に掲げる規定の施行の日から起算して六月を経

過する日までの間は、同法第二十六条の四の規

定にかかるわらず、引き続き当該貸付事業を行

うことができる。

前項の規定により引き続き貸付事業を行うこ

とができる場合においては、その組合を第一条

の規定による改正後の消費生活協同組合法第四

十三条第五項の当該行政庁の認可を受けた組合

とみなして、同法の規定（同法第十三条及び第

五十五条を除く。）を適用する。

**第三条** 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の

日から起算して一年六月を超えない範囲内にお

いて政令で定める日（次項において「特定日」とい

う。）の前日までの間ににおける第一条の規定

による改正後の消費生活協同組合法第五十一

条第二項の規定の適用については、同項中「五

千五百円」とあるのは、「五百円」とする。

特定日から起算して一年を超えない範囲内にお

いて政令で定める日の前日までの間ににおける

第一条の規定による改正後の消費生活協同組合

法第五十五条第二項の規定の適用については、

同じ。）を行う消費生活協同組合であつてその

収受する共済掛金の総額が政令で定める基準を超えるもの若しくはその交付する共済金額が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会であつて、この法律の施行の際現に共済事業を行

濟事業、受託共済事業（同条第二項の受託共済事業をいう。）及び同条第一項第五号の事業並びにこれらに附帯する事業並びに同条第二項の事業以外の事業（以下この条において「共済等以外事業」という。）を併せ行うものは、この

法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年を経過する日までの間は、新協同組合法第十条第三項の規定にかかるわらず、引き続き当該共済等以外事業を行なうことができる。

前項の規定は、施行日以後に締結される共済契約の締結の代理又は媒介の業務の委託契約について適用する。

**第五条** 新協同組合法第十二条の二第一項及び第二項の規定は、施行日以後に締結される共済契約の締結の代理又は媒介の業務の委託契約について適用する。

**第六条** 新協同組合法第十二条の二第三項において準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第三百九条の規定は、施行日以後に共済事業を行なう組合が受ける共済契約の申込み又は施行日以後に締結される共済契約（施行日前にその申込みを受けたものを除く。）について適用する。

**第七条** この法律の施行の際に存する組合であつて新協同組合法第二十八条第四項に規定する組合に該当するものについては、同項及び同条第六項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終結の時から適用する。

**第八条** この法律の施行の際に在任する組合の役員については、新協同組合法第二十九条の三の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終結の時までに係る経理の区分について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る経理の区分については、この限りでない。

**第九条** この法律の施行の際に存する組合の役員であつて施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終結前に在任するものの任期に関する通常総会の終結前に在任するものについては、この限りでない。

**第十条** この法律の施行の際に存する組合についての決算に関する通常総会の終結前に在任するものには、この限りでない。

**第十二条** この法律の施行の際に存する組合についての決算に関する通常総会の終結前に在任するものには、なお従前の例による。

**第十四条** 新協同組合法第三十一条の八、第三十条の九及び第九十二条の二第二項の規定は、施行日前に開始した事業年度について適用する。

**第十五条** 新協同組合法第三十二条の規定は、施行日前に開始する事業年度に係る会計帳簿について適用する。

**第十六条** 施行日前に総会（総代会を設けている組合については、総会又は総代会。以下同じ。）の招集の手続が開始された場合における当該総会の権限及び手続については、なお従前の例による。

**第十七条** 施行日前に総会の招集の手續が開始された場合におけるその総会の決議を要する組合の出資一口の金額の減少については、なお従前の例による。ただし、出資一口の金額の減少に第六項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終結の時から適用する。

**第十八条** 新協同組合法第五十条の三第一項及び第三項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る経理の区分について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る経理の区分については、なお従前の例による。

**第十九条** 新協同組合法第五十条の八の規定は、平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る同条の支払準備金の積立てについて適用する。

**第二十条** 新協同組合法第五十条の九の規定は、平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る同条第一項の価格変動準備金の積立てについて適用する。

**第二十一条** 新協同組合法第五十条の十の規定は、平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る同条第一項に規定する契約者割戻しについて適用する。

**第二十二条** 新協同組合法第五十条の十一の規定

2 前項の共済事業兼業組合は、同項の届出に係る新協同組合法第五十三条の十六第一項に規定する子会社対象会社以外の特定会社が子会社でなくなったときは、又は特定会社以外の子会社となつたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

**第二十三条** 新協同組合法第三十一条の七の規定

は、この法律の施行の際に存する組合の役員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任について、なお従前の例による。

**第二十四条** 新協同組合法第五十二条の二第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る事項に関する共済計理人の職務について適用する。

**第二十五条** 新協同組合法第五十二条の四第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る準備金の積立てについて適用し、施行日前に開始した事業年度に係る準備金の積立てについては、なお従前の例による。

**第二十六条** 新協同組合法第五十三条の二第一項及び第二項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用する。

**第二十七条** 新協同組合法第五十三条の十六第一項の規定は、この法律の施行の際に同項に規定する子会社対象会社以外の特定会社（新協同組合法第五十三条の十七第一項に規定する特定会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）を子会社（新協同組合法第二十八条第五項に規定する子会社をいう。以下同じ。）としている共済事業兼業組合（新協同組合法第五十三条の十六第一項に規定する共済事業兼業組合をいう。以下この条及び次条において同じ。）の当該特定会社については、当該共済事業兼業組合が施行日から起算して六月を経過する日までにその旨を行政庁（新協同組合法第九十七条に規定する行政庁をいう。以下同じ。）に届け出たときは、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

**第二十八条** 新協同組合法第五十条の十一の規定

2 前項の共済事業兼業組合は、同項の届出に係る新協同組合法第五十三条の十六第一項に規定する子会社対象会社以外の特定会社が子会社でなくなったときは、又は特定会社以外の子会社となつたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

**第二十九条** 新協同組合法第五十二条の二第一項の規定は、この法律の施行の際に特定会社である国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。）の議決権（新協同組合法第二十八条第五項に規定する議決権をいう。以下この条及



規定並びに同法第二十四条の一及び第五十条の二第二項の改正規定、第十五条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条の改正規定、第十七条中証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律第十九条の改正規定（「第十九条」を「第十九条の二」に改める部分に限る。）及び同法第三章中第十九条の次に一条を加える改正規定並びに附則第八条、第九条及び第六十六条の規定（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（罰則の適用に関する経過措置）

**第十九条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお前前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお前前の例による（政令への委任）

**第二十条** 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一三年五月一五日法律第五三号）

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附 則（平成一四年九月一二日法律第六六号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条第十三項及び第十八条の規定  
二 第一条、次条及び附則第十七条の規定  
三 第三条並びに附則第七条、第九条から第十三条まで及び第十六条の規定  
一 条まで及び第十六条の規定  
起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日  
(罰則の適用に関する経過措置)

前記した行為に対する罰則の適用については、  
なお従前の例による。

**(政令への委任)**

**第十八条** 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則（平成二六年五月三〇日法律第四四号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**一 第一条中金融商品取引法第八十七条の二第一項**ただし書の改正規定並びに附則第十七条条及び第十八条の規定（公布の日）

**二 第一条中金融商品取引法目次の改正規定（第八章 罰則（第一百九十七条—第二百九十三条）を「第八章 罰則（第一百九十七条—第二百九十三条の三）／第八章の二 没収に関する手続等の特例（第二百九条の四—第二百九条の七）／」に改める部分に限る。）、同法第四十六条、第四十六条の六第三項、第四十九条及び第四十九条の二、第五十条の二第四項、第五十七条の二第五項、第五十七条の十四第二項及び第三項並びに第六十三条第四項の改正規定、同法第六十五条の五第二項の改正規定（規定期（規定期（規定期並びに）に、「罰則を含む。」）を「規定期並びに」に、「罰則を含む。」）を「第八章及び第八章の二の規定期に改める部分に限る。）、同法第二百九条の次に二条を加える改正規定、同法第八章の次に一章を加える改正規定並びに同法第二百十条第一項の改正規定並びに第二条（金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第三条の改正規定に限る。）、第三条（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二百四十二条第十一項の改正規定並びに第二条（金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第三条の改正規定に限る。）を加える部分に限る。）及び同法第十二条の二の改正規定を除く。）、第四条（農業協同組合法第十二条の二の四、第十二条の十の三及び第九十二条の五の改正規定を除く。）、第五条（消費生活協同組合法第十二条の三第二項の改正規定を除く。）、第六条（水産業**

な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**第十九条** 政府は、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### 附 則（平成二六年五月三〇日法律第四五号）抄

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条中保険業法第三百七十五条第一項第一号、第三百七十七条第七号及び附則第二百十九条の改正規定並びに附則第六条及び第七条の規定（公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。）

**第六条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用（政令への委任）

この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用（政令への委任）

**第七条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

#### 附 則（平成二六年六月四日法律第五一号）抄

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

**第七条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定について、当該各号に定める日から施行する。ただし、附則第八条、第二十四条及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際境にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の

の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条まで規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

**2** この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

**（罰則に関する経過措置）**

**第八条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**（政令への委任）**

この法律（附則第一条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

#### 附 則（平成二六年六月四日法律第五二号）抄

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条、第二十四条及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

**第七条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定について、当該各号に定める日から施行する。ただし、附則第八条、第二十四条及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際境にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の

（その他の経過措置の政令への委任）

**第二十六条** 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

#### 附 則（平成二九年六月二日法律第四五号）

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第三百三条の二、第三百三条の三、第三百六十七条の二、第三百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

**2** この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

**（罰則に関する経過措置）**

**第八条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**（政令への委任）**

この法律（附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

#### 附 則（平成二六年六月二七日法律第九七号）抄

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

**第七条** この法律（附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

#### 附 則（平成二九年五月二四日法律第三七号）抄

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条、第二十四条及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

**第七条** この法律（附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

#### 附 則（令和元年一二月一一日法律第七一号）

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**2** この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

**（罰則に関する経過措置）**

**第八条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**（政令への委任）**

この法律（附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

#### 附 則（平成二九年五月二四日法律第三八号）抄

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条、第二十四条及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

**第七条** この法律（附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第十四条第十四号及び第十五号を除く。)〔に改める部分に限る。〕第五十七条第三項の規定、第六十七条中宗教法人法第六十五条の改正規定(〔第十九条の二〕の下に「、第十九条の三、第二十一条」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「清算人」との下に「、同法第四百四十五条の二中「商業登記法〔とあるのは「宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第六十五条において準用する商業登記法〔とあるのは「商業登記法第四百四十五条」とあるのは「宗教法人法第六十五条において準用する商業登記組合法第九十二条の改正規定(〔第十七条から〕六十八条の規定、第六十九条中消費生活協同組合法第九十二条の改正規定(〔第十七条から〕の下に「第十九条の三まで、第二十一條から〕を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「清算人」との下に「、同法第四百四十六条の二中「商業登記法〔とあるのは「消費生活協同組合法第九十二条において準用する商業登記法第四十五条」とを加える部分に限る。〕、第七十七条の下に「、同法第四百四十五条」とあるのは「消費生活協同組合法第二十四条第一項の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第八十五条中漁船損害等補償法第八十三条の改正規定(〔第十七条から〕の下に「第十九条の三まで、第二十一條から〕を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「により清算人となつたもの」との下に「、同法第四百四十六条の二中「商業登記法〔とあるのは「漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第八十三条において準用する商業登記法〔とあるのは「商業登記法第四百四十五条」とあるのは「漁船損害等補償法第八十三条において準用する商業登記法第八十三条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第九十四条第三項の規定、第九十六条中商品先物取引法第二十九条の改正規定(〔第十七条から〕の下に「第十九条の三まで、第二十二条から〕を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分に限る。)、第九十七条、第九十九条及

る法律第二十三条から第二十四条の一までの改正規定及び同法第二十五条の改正規定（「第二十三条の二まで」を「第十九条の三まで（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例）」、第二十一条から」に、「第十五号及び第十六号」を「第十四号」に改める部分を除く。）、第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十九条第一項の改正規定（「第三百五条第一項本文及び第四項」の下に「から第六項まで」を加える部分を除く。）同法第一百六十四条第四項の改正規定、同法第一百六十六条第二項第八号の次に一号を加える改正規定、同法第一百七十七条の改正規定（「第二十条第一項及び第二項」を削る部分及び「同法第二十四条第七号中「若しくは第三十条第二項若しくは」とあるのは「若しくは」とを削り、「第一百七十五条」との下に「同法第一百四十六条の二中「商業登記法」）とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九百八十八号）第一百七十七条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第百七十七条において準用する商業登記法第百四十五条」とを加える部分を除く。）及び同法第二百四十九条第十九号の次に一号を加える改正規定、第三十四条中信用金庫法の目次の改正規定（「第四十八条の八」を「第四十八条の十三」に改める部分に限る。）同法第四十六条第一項の改正規定、同法第四章第七節中第四十八条の八の次に五条を加える改正規定、同法第六十五条（第二項、第七十四条から第七十六条まで及び第七十七条第四項の改正規定、同法第八十五条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）同法第八十七条の四第四項の改正規定並びに同法第八十九条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第三十八条中金融機関の合併及び転換に関する法律第六十四条第一項の改正規定、第三十六条中労働金庫法第七十八条から第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）同法第十九条第五項第三号の改正規定を除く。）、第三十九条中保険業法第四十一条第一項の改正規定、同法第四十九条第一項の改正規定（規定中）を「規定（同法第二百九十八条（第一項

第三号及び第四号を除く)、第三百十一条第四項並びに第五項第一号及び第二号、第三百十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号、第三百四十四条並びに第三百五十五条の五第二項を除く。中「株主」とあるのは「総代」と、これらの規定中「を加え、「これら」の規定(同法第二百九十九条の三第一項第五号を除く)、中「に改め、「とあり、及び「取締役会設置会社」を削り、「相互会社」と、「の下に「これら」の規定百四十四条並びに第三百十八条第四項を除く)。中「株主」とあるのは「総代」とを削り、中「名号を除く)、及び第四項中「を第三号及び第四号を除く)。中「前条第四項」とあるのは「保険業法第四十五条第二項」と、「株主」とあるのは「社員又は総代」と、「次項本文及び次条から第三百二条まで」とあるのは「次条及び第三百条」と、同条第四項中「取締役会設置会社」とあるのは「相互会社」と、「第三百十一条第四項及び第三百十二条第五項」を「第三百一十二条第五項」に、「第三百一十二条第一項中「議決権行使書面に」とあるのは「議決権行使書面(保険業法第四十八条第三項に規定する議決権行使書面を)。以下同じ。」に」と、同条第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに第三百十二条第五項並びに第六项第一号及び第二号」に改め、「共同」を削る部分を除く)、同法第六十四条第二項及び第三項の改正規定、同法第六十七条の改正規定(「第四十八条」を「第五十一条」に改め、「支店所在地における登記」を削り、「登記」と並びに「登記」に、「第一百四十八条」を「第一百三十七条」に、「職権抹消」を「職権抹消」並びに「第一百三十九条から第百四十八条までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」を「第四十七条第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四条第一項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第四項」と、同法第一百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「保険業法(平成七年法律第五百五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四項」と、「商業登記法第一百四十五条」とある

は「保険業法第六十七条において準用する商業登記法第百四十五条」と、同法第百四十八条中「(一)の法律に」とあるのは「保険業法に」と、「(二)の法律の施行」とあるのは「相互会社に関する登記」に改める部分に限る)、同法第八十四条第一項並びに第九十六条の十四第一項及び第二項の改正規定 同法第九十六条の十六第四項の改正規定(「並びに」を「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る)、同法第一百六十九条の五第三項を削る改正規定、同法第一百七十二条及び第一百八十三条第二項の改正規定、同法第二百十六条の改正規定(「(一)、第二十一条第一項及び第二項(印鑑の提出)」を削り、「(二)、第二十一号及び(三)」に改める部分及び「において」の下に「(一)、同法第十二条第一項第五号中「会社更生法(平成十四年法律第二百五十四号)」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とを加える部分を除く)、並びに同法第三百三十三条第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十三条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第一百六十二条第一項後段を削る改正規定並びに同法第三百三十五条第一項後段及び第三百五十五条第一項後段を削る改正規定、第四十五条中資産の流動化に関する法律第二十二条第二項第七号の次に一号を加える改正規定、同法第四項を削る改正規定、同法第六十五条第三項の改正規定、同法第一百八十三条第一項の改正規定(「第二十七条」を「第十九条の三」に、「印鑑の提出」を「(一)、第二十一号から第二十七条まで(二)に改める部分、(三)」と「同法第二十四条第七号中「書面若しくは第三十条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」とを削る部分及び「準用する会社法第五百七条第三項」と)の下に「(二)、同法第一百四十六条の二中「商業登記法(二)とあるのは「資産の流動化に関する法律(平成十年法律第二百五号)」第一百八十三条第一項において準用する商業登記法第百四十五条」とを加える部分を除く)、及び同法第三百六条第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十八条の規定、第五十条中政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五条の三の改正規定(「(第三項

を除く。」)を削る部分に限る。)、第五十二条、第五十三条及び第五十五条の規定、第五十六条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第二十二条の改正規定(「同法第三十九条、第五十六条第六項、第五十七条及び第六十七条から第六十九条までの第一項中「第九百三十条第二項各号」とあるの改正規定、同法第七十八条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)並びに同法第八十三条の第六十七条第二項各号」と)を削る部分に限る。)、同法第三十九条、第五十六条第六項、第五十七条及び第六十七条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第六十九条中消費生活協同組合法第八一条から第八十三条まで及び第九十条第四項の改正規定並びに同法第九十二条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第七十一条中医療法第四十六条の六及び第七十条の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定(同条第四号中「第五十二条の三」を「第五十一条の三」に改める部分に限る。)、第八十一条中農業協同組合法第三十六条第七項の改正規定、同法第四十三条の六の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の七に三項ヲ除ク)を「第五十七条」に改める部分に正規定、同法第八十六条第二項の改正規定及び第十号の次に一号を加える改正規定、第八十三条中水産業協同組合法第四十条第七項の改正規定、同法第七十一条から第七十三条の五の次に一条を加える改正規定、同法第六十条の四第三項及び同法第八十三条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第八十七条中森林組合法第五十条第七項の改正規定、同法第六十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第四十七条の五の次に一条を加える改正規定、同法第八十六条第一条第一項第四十号の次に一号を加える改正規定、第八十三条中水産業協同組合法第四十条第七項の改正規定、同法第七十一条から第七十三条までの改正規定及び正規定、同法第八十六条第二項の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第八十七条中森林組合法第五十条第七項の改正規定、同法第六十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第四十七条第三項の改正規定及び第百条第二項の改正規定並びに同法第一百二十二条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第八十九条中農林中央金庫法第四十六条の三の次に一条を加える改正規定、同法第四十七条第三項の改正規定及び同法第一百条第一項第十六号の次

に一号を加える改正規定、第九十三条中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章第二節第一款及び第二款の款名を削る改正規定、同法第九十三条から第九十五条まで、第十九十六条第四項及び第九十七条第一項の改正規定並びに同法第三百三条の改正規定（「第四十八条」を「第五十一条」に、「並びに第一百三十二条」を「、第一百三十二条から第一百三十七条まで並びに第一百三十九条」に改める部分及び「同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と）を削る部分に限る。）、第九十六条の規定（同条中商品先物取引法第十八条第二項の改正規定、同法第二十九条の改正規定（前号に掲げる部分に限る。）並びに同法第五十八条、第七十七条第二項及び第四十四条の十一第二項の改正規定を除く。）、第十九十八条中輸出入取引法第十九条第一項の改正規定（第八項）の下に「第三十八条の六」を加える部分を除く。）、第一百条の規定（同条中小企業団体の組織に関する法律第百十三条规定（第百三十三条第一項第十三号の改正規定を除く。）、第百二条中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章第二節の節名の改正規定、同章第三節、第百五十九条第三項から第五項まで及び第百六十条第一項の改正規定並びに同法第一百六十八条の改正規定（「第四十八条」を「第五十一条」に、「並びに第一百三十二条」を「、第一百三十二条から第一百三十七条まで並びに第一百三十九条」に改め、「第四十八条第二項中「会社法第九百三十三条第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第百五十六条第二項各号」と、同法第五十条第一項、「」を削る部分に限る。）、第百七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第百十五条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四 第一条中金融商品取引法第三十七条の三の規定、見出し及び同条第一項から第三項までの改正規定、同法第三十七条の四の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項を削る改正規定、同法第三十七条の六第一項の改正規定、同法第四十条の二第四項及び第五項の改正規定、同条第六項を削る改正規定、同法第四十二条の七の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項を削る改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第二項とする改正規定、同法第四十三条の五の改正規定（交付する書面に記載する事項）を「提供しなければならない情報」に改める部分に限る）、同法第七十九条第二項の改正規定（審判の「最初の審判手続」に改める部分に限る）、同条第四項の改正規定、同法第八十一条の次に一条を加える改正規定、同法第八十一条第三項及び第一百八十二条（見出しを含む。）の改正規定、同法第一百八十三条第二項の改正規定（審判手続開始決定書に記載されれ」を「審判手続開始決定記録に記録され

労働金庫法第九十四条の二の改正規定（に）禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）並びに同法第二十五条の二の改正規定（四第三号及び第四号の改正規定（第十三条中「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）並びに同法第五十二条の二の五の改正規定（正規定、第十二条中銀行法第十三条の四の改正規定（「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）並びに同法第五十二条の四十五の二の改正規定（同法第五十二条の四十五の二の改正規定（「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）並びに同法第五十二条の六十の十七の改正規定（四号の改正規定、第十四条中保険業法第九十九条の二の改正規定（に）禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）並びに同法第六十三条の二の五第三号及び第

九条第八項の改正規定、同法第百条の五の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項を削る改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第二項とする改正規定、同法第三百条の二の改正規定（「に対する誠実義務」を「利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）並びに同法第三百十五条规定及び第五号、第三百十六条の二第二号、第三百十七条の二第八号並びに第三百十九号第四号から第六号まで及び第十二号の改正規定、第十六条の規定、第十七条中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七、第九十五条の五並びに第九十九条の二の第五号及び第四号の改正規定、第十八条（信託業法第二十四条の二の改正規定（「に対する誠実義務」を「利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されてない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分に限る。）を除く。）の規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条、第五十六条第五項並びに第七十四条第三号及び第四号の改正規定並びに附則第九条、第十八条から第二十二条まで、第二十三条（第一項を除く。）、第二十四条から第三十三条まで、第三十五条、第三十六条及び第五十七条の規定、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

#### （罰則に関する経過措置）

**第六十七条** この法律（附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第六十八条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。